

## 高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助事業)

第2条 県は、民間団体が所有する戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）の耐震化、合祀、移設、埋設等（以下「耐震化等」という。）を促進し、震災時等における住民の安全確保を図るため、市町村が実施する次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市町村が実施する民間団体所有の慰霊碑の耐震化等の事業
- (2) 遺族団体等の民間団体（以下「間接補助事業者」という。）が実施する当該団体所有の慰霊碑の耐震化等に対して市町村が補助する事業

### (補助対象経費、補助率等)

第3条 対象となる慰霊碑は、県内に建立された民間団体の所有する慰霊碑及び付帯設備（慰霊碑の敷地を形成する階段、石垣、手摺、柵等の構造物・構築物をいう。以下同じ。）とする。

2 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる補助基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じる。

### (補助金の交付申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の20パーセントを

超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。)は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業の中止(廃止)申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
  - (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
  - (5) 補助事業により耐震化等を行った慰霊碑及び付帯設備については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (6) 補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
  - (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
  - (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
  - (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項
- 2 市町村は、第2条第2号に規定する間接補助金を交付する場合は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
    - (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
    - (2) 消費税及び地方消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに市町村に報告するとともに、当該金額を市町村に返還しなければならないこと。
    - (3) 県税の滞納がないこと。
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、前項の規定に準ずる事項(前項の規定中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替え、申請書の様式については市町村において定めるものとする。)
  - 3 市町村は、前項第4号の規定に基づき、間接補助事業者へ承認又は指示を行う場合は、事前に第1項に規定する知事の承認又は指示を受けてから行わなければならない。

#### (状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 間接補助金を交付した市町村は、前項の規定により知事から報告を求められたときは、間接補助事業者に対し、速やかに当該事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

#### (実績報告等)

第8条 市町村は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか

早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 市町村は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 市町村は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

#### (補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者若しくは間接補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

#### (情報の開示)

第12条 補助事業又は補助金の交付申請を行う市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、第2項第2号及び第3項、第7条、第8条第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 実施主体	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率
市町村	<p>以下に掲げる事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、補助金及び負担金のうち知事が必要であると認めるもの(注)</p> <p>ア 耐震化(耐震診断を含む。)、合祀(慰霊碑を他の慰霊碑と統合することをいう。)、移設(慰霊碑を管理しやすい場所等に移動し、設置することをいう。)、埋設等(慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。)</p> <p>イ 慰霊碑の敷地の地盤復旧、改良工事</p> <p>ウ 付帯設備の改修及び撤去(ア又はイに掲げる事業と併せて実施するものに限る。)等</p> <p>エ 関係者間の合意形成を図るための遺族調査、説明会等(アからウまでに掲げる事業の実施に必要となるものに限る。)</p>	100万円	2分の1以内

(注) 国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱(平成28年9月27日社援発0927第11号社会・援護局長通知)の対象となる民間所有地にある慰霊碑の移設又は埋設等に係る事業については、補助対象とはしない。

別表第2（第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容  
事業計画書（別紙2）のとおり
- 3 補助事業の経費の配分及び使用方法  
収支予算書（別紙3）のとおり
- 4 添付書類
  - （1）所要額調書（別紙1）
  - （2）事業計画書（別紙2）
  - （3）収支予算書（別紙3）
  - （4）その他

高知県知事 様

市町村長

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

申請額 (変更後)	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引増減額	金	円 (A) - (B)

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書 (別紙1) (既提出分と変更がない場合は、省略可)
- (2) 事業計画書 (別紙2) (変更前を上段、変更後を下段に併記)
- (3) 収支予算書 (別紙3) (既提出分と変更がない場合は、省略可)

高知県知事 様

市町村長

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 中止（廃止）理由

高知県知事 様

市町村長

補 助 事 業 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添 付 書 類

- (1) 精算額調書 (別紙1)
- (2) 事業実績報告書 (別紙2)
- (3) 収支精算書 (別紙3)
- (4) その他

高知県知事 様

市町村長

高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金について、高知県高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。